

## 土地の「境界」でお悩みの方へ



専門家が  
サポートします



## 境界問題相談センターぐんま

〒371-0847 群馬県前橋市大友町1丁目6番地6  
 群馬土地家屋調査士会内  
 協働 群馬土地家屋調査士会  
 群馬弁護士会

### 土地家屋調査士って？



聞き慣れないかもしれませんが、土地家屋調査士は皆様の身近で皆様の大切な財産を守るお手伝いをしています。

### 土地について

## 土地家屋調査士の仕事

- **分筆登記**  
土地を分けたいとき、境界杭を設置して1筆の土地を2筆以上に分割します。
- **地目変更登記**  
農地転用許可等をうけ家を建てたあと、宅地等への変更登記が必要です。
- **測量**  
面積を知りたい時、現地を測量して正しい面積に登記します。
- **調査**  
境界がわからない時、正しい境界を調べます。

### 建物について

- **建物表題登記**  
建物を新築・建売住宅を購入したとき
- **建物表題部変更登記**  
増改築や附属建物を新築したとき等
- **建物滅失登記**  
建物を取り壊したとき

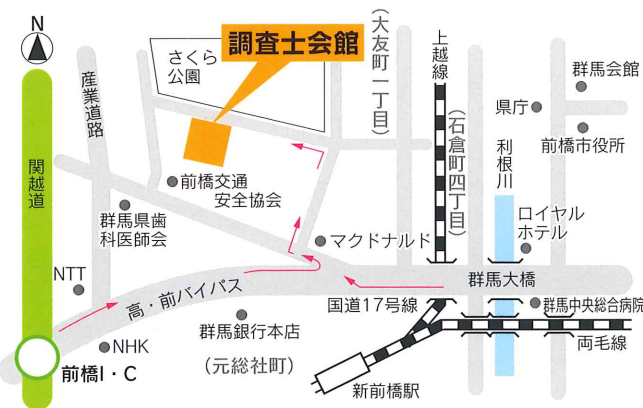
あなたの土地と隣接の土地の境界で  
トラブルがおきたら…



まずはお電話ください。

境界問題相談センターぐんま  
**☎027-252-3633**

### 交通のご案内



群馬土地家屋調査士会

境界問題相談センターぐんま

〒371-0847 群馬県前橋市大友町1丁目6番地6  
 群馬土地家屋調査士会内  
 土地境界紛争解決ADR機関